

# 新型コロナウイルス感染症について

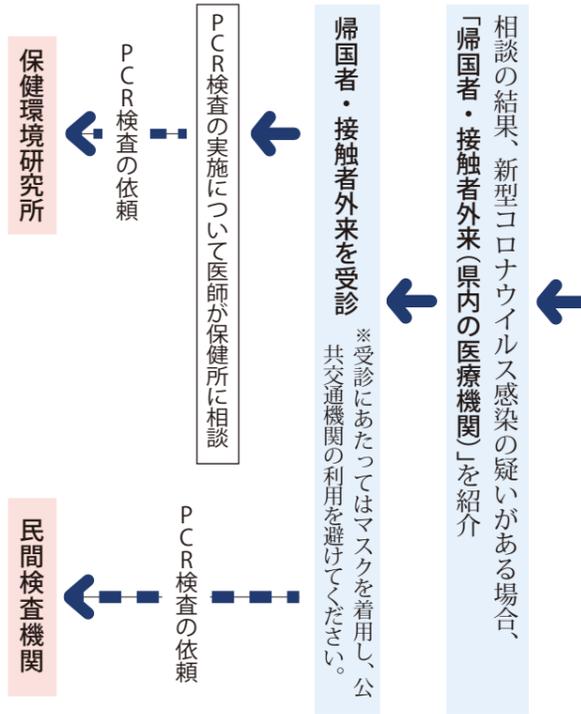
みやま市ホームページ



みやま市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 健康づくり課 健康係 (Tel64-1515)

## 新型コロナウイルス感染症の検査の流れ

※4月22日時点



### 相談先

①月曜から金曜 午前8時30分から午後5時15分  
(Tel68・5224)

②夜間・休日 (Tel092・471・0264)

南筑後保健福祉環境事務所「帰国者・接触者相談センター」

「帰国者・接触者外来(県内の医療機関)」を紹介

相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合、

「帰国者・接触者外来(県内の医療機関)」を紹介

帰国者・接触者外来を受診 ※受診にあたってはマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けてください。

PCR検査の実施について医師が保健所に相談

PCR検査の依頼

PCR検査の依頼

民間検査機関

保健環境研究所

- ◆不要不急の外出を控えましょう
  - ◆こまめな手洗いなどの予防に努めましょう
  - ◆心配なときは、まず電話でご相談ください
- 保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」では、新型コロナウイルス感染症が疑われる人の相談を受け付けています。次の症状がある場合は、まず左記の相談先へ電話でご相談ください。
- 次の症状がある場合**
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む)
  - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
  - 高齢者や基礎疾患などがある人は、症状が2日程度続く場合
  - 妊婦の方で2日程度続く人、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

## 感染症対策とともに「フレイル(虚弱)」の進行に気をつけましょう

不要不急の外出を控えることは、感染症の予防においては大変重要ですが、その一方で、「動かないこと(生活不活発)」が続くと、身体や頭の働きが低下してしまいます。歩くことや身の回りのことなど、生活動作が行いにくくなったり、疲れやすくなったりし、フレイル(虚弱)が進んでいきます。高齢の人が2週間の寝たきりになった場合に失われる筋肉の量は、通常の生活で7年間に失われる量に匹敵するとも言われています。



### フレイルの進行を予防するために

- 自宅でもできるちょっとした運動で **身体を守りましょう**  
立ったり歩いたりする時間を増やしましょう。テレビのコマーシャル中に足踏みしてみるなど、身体を動かしましょう。
- 筋肉を維持しましょう  
ラジオ体操のような自宅でもできる運動でも、筋肉の衰え予防に役立ちます。
- 日の当たるところで散歩などを心がけましょう  
天気の良い日は、屋外で身体を動かしましょう。ただし、人混みは避けましょう。
- しっかりバランス良く食べましょう  
栄養をとり、身体の調子を整えることが免疫力の維持に役立ちます。また、しっかり噛むことで、お口周りの筋肉が保たれます。食事のあとは、歯磨きを徹底しましょう。

# 6月中に児童手当の現況届の提出が必要です

子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

- こんなときにも手続きが必要です
- 他の市町村へ転出するとき  
みやま市での受給資格が消滅します。「支給事由消滅届」の提出が必要です。
  - 子どもが生まれたとき  
15日以内に「認定(額改定)請求書」の提出が必要です。出生届では申請したことにはなりません。手続きが遅れると、支給開始月も遅れます。
  - その他  
手当支給対象となる児童の人数が変更になったとき、氏名・市内での住所が変更になったときには手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

- ▽山川支所 市民サービス係
- ▽高田支所 市民サービス係
- ※受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時30分です。
- ※どの受付会場でも提出できます。
- ※郵送での提出も可能です。
- 受付期間 6月1日(月)～30日(火)

児童手当を受給している人は、毎年6月中に現況届の提出が必要です。現況届の案内は6月上旬に郵送します。届出をされないといと、6月以降の支給ができません。詳しくは、個別の案内を確認ください。

**対象児童**  
満15歳到達後の3月31日までの児童

**受付場所**  
▽市役所本庁 子ども子育て係  
▽市役所本庁 子ども子育て係

■支給月額(1人当たり) ※所得限度額については、お問い合わせください。

所得限度額未満	
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(※第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得限度額以上	
一律	5,000円

※第3子以降とは、高校卒業程度(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 地域ボランティア活動に安心を

総務課 庶務法制係 (Tel64-1502)

市では、コミュニティ活動などの参加者や指導者などが安心して活動できるように、「コミュニティ活動災害補償制度」として保険に加入しています。市が加入して保険料を支払いますので、活動団体の方による事前の加入や登録手続きは不要です。

**■補償の対象**  
▽市内に活動の拠点を置く団体などが継続的・計画的に行う非営利活動(地域社会活動、社会福祉活動、青少年育成活動、環境美化活動など)で、指導者や参加者などが、活動中にけがなどをした場合は傷害事故

※次のような事故は対象になりません。  
▽参加者およびスタッフの故意による事故  
▽自然災害による事故  
▽建築、改装、修理などの工事による事故  
▽脳疾患、疾病、心神喪失による事故  
▽他覚症状のないむちうち症や腰痛  
▽学校または児童保育所などの管理下で活動中の事故  
▽政治、宗教、営利活動中の事故など

**■手続きの流れ**  
①事故が起きた場合は、各団体の責任者を通じて、総務課または市の所管課まで連絡してください。  
②事故報告書に必要事項を記載し、市役所総務課に提出ください。(用紙は、総務課にあります。)

**■コミュニティ活動災害補償制度の補償内容**

区分	補償金額(限度額)	
損害賠償責任補償	対人(身体賠償)	1人6千万円 1事故3億円
	対物	財物賠償 1事故300万円 受託物賠償 1事故300万円
	本人の事故	死亡補償金 1人300万円 後遺障害補償金 1人300万円～9万円(程度による) 入院補償金 1人1日3千円(180日限度) 通院補償金 1人1日2千円(90日限度)

※損害賠償責任補償の免責額(自己負担金)は5千円です。  
※入院補償は事故発生日から起算して180日以内。  
※通院補償は事故発生日から起算して180日以内で、かつ90日分を限度。  
※この補償制度は治療費を補填するものではありません。